日刊

発 行 東京都

目 次

54

条

○東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例………… ○東京都懸垂電車条例を廃止する等の条例………………………………(交通局) ○警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例……………(東京都公安委員会)… ○東京都福祉局関係手数料条例…… …(福祉保健局)… |(詞)…

○東京都高齢者、 る条例の一部を改正する条例…………………………………………………………(同)東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関す

○火災予防条例の一部を改正する条例……………………(東京消防庁)(同)…

条 例 の あ 5 ま l

●東京都福祉局関係手数料条例 (条例第六七号)

組織改正に伴い、 福祉局が所管する事務に関する手数料に係る規定を定めます。

この条例は、令和五年七月一日から施行します

●東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第六八号)

組織改正に伴い、

保健医療局が所管する事務に関する手数料に係る規定等を整

備します。

題名を「東京都保健医療局関係手数料条例」に改めます。

福祉局が所管する事務に関する手数料に係る規定を削除します。

二 この条例は、令和五年七月一日から施行します。

●東京都懸垂電車条例を廃止する等の条例(条例第六九号)

懸垂電車事業の廃止に伴い、 東京都懸垂電車条例 (昭和三九年東京都条例第

○七号)を廃止するほか、規定を整備します。

二 この条例は、東京都規則で定める日から施行します。

●警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第七〇号)

道路交通法の一部を改正する法律 (令和四年法律第三二号)等の施行に伴い、

特定小型原動機付自転車運転者講習に係る手数料の規定を設けるほか、規定を整業

備します。

例 特定小型原動機付自転車運転者講習手数料 (新設) 講習一時間について

000円

二 この条例は、令和五年七月一日から施行します。

◉東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条

例の 一部を改正する条例(条例第七一号)

規則第五号)の施行による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則 (令和五年国家公安委員会

正に伴い、 信号機に関する基準を改めます。

機等に関する基準を定める規則(平成一八年国家公安委員会規則第二八号)の改

二 この条例は、令和五年七月一日から施行します。

◉火災予防条例の一部を改正する条例(条例第七二号)

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、 構造及び管理並びに対象火気器具

入とする

の基準に係る規定を改めるほか、所要の改正を行います。(令和五年総務省令第八号)の施行に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を

(例) 急速充電設備の全出力の上限

一○○キロワット → 上限なし

例

条

東京都福祉局関係手数料条例を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合

子

2

3

東京都福祉局関係手数料条例

●東京都条例第六十七号

る手数料は、別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところにより徴収する。二十七条の規定により東京都が徴収する手数料のうち、福祉局が所管する事務に関す第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。)第二百

東

めるところによる。第二条 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、額及び徴収時期は、別表に定

(手数料を徴収する事務等)

(指定試験機関が行う保育士試験に係る手数料)

う。)第六十九条の十一第一項の規定により、同項の登録試験問題作成機関(以下こ第四条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下この条において「法」とい(登録試験問題作成機関等が行う介護保険法に係る手数料)

験問題作成事務手数料を当該登録試験問題作成機関に納めなければならない。試験を受けようとする者は、別表二の項ヲに規定する介護支援専門員実務研修受講る合格の基準を使用して行う法第六十九条の二第一項の介護支援専門員実務研修受講の条において「登録試験問題作成機関」という。)が作成する試験の問題及び設定すう。)第六十九条の十一第一項の規定により、同項の登録試験問題作成機関(以下こう。)第二十月第一次

法第六十九条の三十三第一項の規定により、同項の指定研修実施機関(以下この条料を当該指定試験実施機関に納めなければならない。において「指定試験実施機関」という。)が行う介護支援専門員実務研修受講試験手数を 法第六十九条の二十七第一項の規定により、同項の指定試験実施機関(以下この条

支援専門員更新研修一という。)を受講しようとする者は、別表二の項目に規定する「大選」では、別表二の項目に規定する更新研修(以下「介護務研修受講料を当該指定研修実施機関に納めなければならない。専門員実務研修を受講しようとする者は、別表二の項カに規定する介護支援専門員実専門員実務研修を選施機関」という。)が行う法第六十九条の二第一項の介護支援

関に納められた手数料は、当該登録試験問題作成機関、指定試験実施機関又は指定研5 前各項の規定により登録試験問題作成機関、指定試験実施機関又は指定研修実施機介護支援専門員更新研修受講料を当該指定研修実施機関に納めなければならない。支援専門員更新研修」という。)を受講しようとする者は、別表二の項ヨに規定する4 指定研修実施機関が行う法第六十九条の八第二項に規定する更新研修(以下一介護4

6 前各項の手数料については、次条から第八条までの規定は、適用しない。

(手数料の減免)

修実施機関の収入とする。

減額し、又は免除することができる。
がら申請があるとき、その他知事において特別の理由があると認めるときは、これを団体又は生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定により保護を受ける者第五条 第二条に規定する手数料は、国若しくは自治法第一条の三に規定する地方公共

3

き。お転り

のとき。

き請許のと申

		移転の申請に対する審査基づく介護支援専門員の登録の	二千八百円 申請の	定証再交付手数料	定に基づく受胎調節実地指導員ニー母体保護法施行令第五条の規
千三百円	転申請手数料介護支援専門員登録移	び規則第百十三条の十の規定にへの介護保険法第六十九条の三及	き。のと	定証訂正手数料	指定証の訂正 指定証の訂正
		登録の申請に対する審査	二千四百円 訂正申	受胎調節実地指導員指	ハ母体保護法施行令第三条の規
千 五 百 円	請手数料	規定に基づく介護支援専門員の一項及び規則第百十三条の七の一、介護保険法第六十九条の二第	三千百円 交付申 き。	識交付手数料受胎調節実地指導員標	指導員の標識の交付項の規定に基づく受胎調節実地項の規定に基づく受胎調節実地
	高三娄米	る。)設備の変更を伴う場合に限許可の申請に対する審査(構造	四千円 指定申	定証交付手数料受胎調節実地指導員指	指導員の指定証の交付 項の規定に基づく受胎調節実地 日本保護法施行令第一条第一
三万三千円		こ 介護保険法第百七条第二項の			年政令第十六号)に基づく事務一 母体保護法施行令(昭和二十四
六万三千円	請手数料 介護医療院開設許可申	許可の申請に対する審査 規定に基づく介護医療院の開設 ハ 介護保険法第百七条第一項の	類類似時	名称	事務
		に限る。) 査(構造設備の変更を伴う場合 設の変更許可の申請に対する審		について適用する。	別表(第二条関係) 以後に同表の徴収時期に達するものについて適用する。
三万三千円	許可申請手数料介護老人保健施設変更	の規定に基づく介護老人保健施口が護保険法第九十四条第二項	、この条例の施行の日	別表に掲げる事務に係る申請等の手続で、年七月一日から施行する。	2 この条例の規定は、別表に掲げる事務に係る中1 この条例は、令和五年七月一日から施行する。
		査設の開設許可の申請に対する審			附則
六万三千円	許可申請手数料 介護老人保健施設開設			- 6 7 S2 7 S2 7 S2 - 7 F3 - 7	する。)以下の過料
		う。) 等に基づく事務以下この項において「規則」とい以下この項において「規則」とい	を超えないときは、五1は、その徴収を免れた	(当該五音に相当する金額が五万円を超えないときは、為により、手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れ	金額の五陪に相当する金額(当該五陪第八条 詐欺その他不正の行為により、(過半)
		う。)及び介護保険法施行規則下この項において「令」とい「平成十年政令第四百十二号。以(平成十年政令第四百十二号。以	手数料の徴収を猶予することがで		(過斗) きる。 きる。 (徴収の発予)
二千五百円	識再交付手数料受胎調節実地指導員標	標識の再交付標識の再交付標識の再交付	知事が特別の理由があると認めるとき		(され) 直子) は、この限りでない。 は、この限りでない。 第六条 既納の手数料は、還付しない。ただし、
		指定証の再交付			(手数料の不還付)

のとき。 変更許

き請所のと申

と 申請 の 付

とき。

(増刊 54)				110 五	羊以	714	5年6月28日(水	.唯日) 4
援専門員更新研修の実施三第一項の規定に基づく介護支三第一項の規定に基づく介護支	援専門員実務研修の実施三第一項の規定に基づく介護支力が、介護保険法第六十九条の三十	の設定に係るものを除く。)施(問題の作成及び合格の基準施(問題の作成及び合格の基準援専門員実務研修受講試験の実援・項の規定に基づく介護支工第一項の規定に基づく介護支	の作成及び合格の基準の設定専門員実務研修受講試験の問題第一項の規定に基づく介護支援 介護保険法第六十九条の十一	員証の再交付項の規定に基づく介護支援専門ル 規則第百十三条の二十五第一	員証の書換え交付 項の規定に基づく介護支援専門 ヌ 規則第百十三条の二十三第一	援専門員証の有効期間の更新六第一項の規定に基づく介護支一項の規定に基づく介護支一項及び規則第百十三条の二十リ 介護保険法第六十九条の八第	付 が が が が が が が が が が が が が	専門員証の交付第一項及び規則第百十三条の二十一項及び規則第百十三条の二十一分護保険法第六十九条の七第
の有効期間中に介護 作受講料 の有効期間中に介護 が護支援専門員更新研 介護支援専門員更新研	修受講料介護支援専門員実務研	修受講試験手数料	務手数料修受講試験問題作成事介護支援専門員実務研	付手数料介護支援専門員証再交	交付手数料介護支援専門員証書換	期間更新手数料介護支援専門員証有効	移転交付手数料介護支援専門員証登録	手数料
百二 円 万八 千五	百円 五万二千八	一 万 千 円	千 四 百 円	千円	千二百円	千 円	千 円	千 円
込 受 み 講 の 申	と 込み 講 申	と き 。 の 申	と 込 み 験 申	き。 申請の 申請の	き き き き き き き き き き き き き き き き う る ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ	き。 ま の と	き 請 交 と 申	き。 。 の と 申
ツ 介護保険法第百十五条の三十 員更新研修の実施 規定に基づく主任介護支援専門 ステール の で の の の の の の の の の の の の の の の の の	員研修の実施規定に基づく主任介護支援専門レー令第三十七条の十五第一項の	二項の規定に基づく研修の実施タ 介護保険法第六十九条の七第						
介護サービス情報調査新研修受講料	修受講料	受講料受講料。	知事が別に定める研に対する研修のうち、に対する研修のうち、に対する研修のうち、	4 介護保険法第六十4 介護保険法第六十	目以降の更新に限る。に対する研修(二回に対する研修(二回の対象を有する者の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	を爰専門員の長務ののを除く。) 3 介護支援専門員証のを除く。)	号のに従支の	2 介養支援専門員証 を
三万八千円	百円 五万二千六	百 二 円 万八 千五	百円、			百円二万三千八	百 <u>:</u> 円 <i>:</i> :	———— 万 八 千 三
調 と み 要 申	とき。 の講	と き み 神	と込き。の	· 受		とき。 受講 の申	とみず	

百一万八千三																																		
四十三に規定する介 百円 1 世 2 以下 1 世 3 平 5 年 5 年 5 日 5 年 5 日 5 年 5 年 5 日 5 年 5 日 5 年 5 日 5 年 5 日 5 日																																		
百一万八千三	テーションの両方	予防訪問リハビリ	ーション及び介護	四 訪問リハビリテ	護の全部又は一部	び介護予防訪問看	護」という。)及	「指定療養通所介	もの。) (以下	るもののみを行う	通所介護に該当す	規定する指定療養	号)第三十八条に	労働省令第三十四	(平成十八年厚生	営に関する基準	人員、設備及び運	サービスの事業の	(指定地域密着型	密着型通所介護	三 訪問看護、地域	しすれか	治介護の両方又に	子子護う防討毘フ	ドト隻き 方方間へ二 一 訪問入浴介護及	の全部又は一部	間対応型訪問介護	一方引入隻及が友	もの	に掲げるものに係る	いう。)のうち、次	「対象サービス」と	護 サービ ス(以下四十三に規定する介	1 規則第百四十条の
了一点,我们就是人族。 一																																		「天八千三」
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一																																		

者生活介護及び介置という。 一部 本生活介護、地域密 生活介護、地域密 一部	る。)の全部又は一部でいる。)の全部又は一部でいるものに限める。)の全部又は一部での全部では一部である。	(ハずれも特定施 期入所生活介護及び介護予防短 を部又は一部並び 全部又は一部並び で短期入所生活介 で短期入所生活介 で知り、)の	供されるものに限であるものを除であるものを除であるものを除ておいて「サービス付き高齢者向け住宅(第五号のを除る。)において「サービスがののを除る。)において「サービスがき高齢者がある。)において「サービスがき高齢者がある。)においてが、第五条第一元のものに限	護予防特定施設入 一大子)第五十八年法 で成十三年法律第二 の居住の安定確保 の居住の安定確保 の居住の安定確保 の居住の安定確保 の居住の安定確保 の居住の安定確保
特定施設入居者生活介護(いずれも一部並びに短期入所生	う。)の全部又は 生活介護等」とい 「特定施設入居者 下この号において において提供され	五 特定施設入居者生活介護(い) おおりにて でいる 中でに でいる	部又は一部でのに限る。)の全のに限る。)の全のに限る。)の全のに限る。)の全のに限る。)の全のに限る。)の全のに限る。)の全のに限る。)の全のに限る。)の全のに限る。)の全のに限る。)の全	護予防特定施設入 居者生活介護等」と 以下この号におい で「特定施設入居 とれるものに限る。 されるものに限る。 されるものに限る。 がう。)の全部又 いう。)の全部又

	TJ /	110 4	-6月2	0 П	()	八哨	臣口)					7	<u> </u>	不		印		*	ŤΝ													(1	胃十	IJ	54	+/
	養介護(いずれも護予防短期入所療	所養養後	ビス並びに短期入 八 介護医療院サー	一部	る。)の全部又は	れるものに限	設において提供さ	も介護老人保健施	療養介護(いずれ)	介護予防短期入所	入所療養介護及び	ービス並びに短期	七の護保健施設サ		くは一郎というの全部	て提供されるもの	者向け住宅におい	サービス付き高齢	第五号に規定する	費老人ホーム又は	四号に規定する軽	料老人ホーム、第	三号に規定する有	介護(いずれも第一	予防短期入所生活	生活介護及び介護	ス並びに短期入所	護福祉施設サービ	者生活介護及び介	老人福祉施設入所	六 地域密着型介護	フ に 音	ては一部 の一音	こ艮る。一〇全部一言子では入べる	間を受けるもの	は一部と合わせて	活介護等の全部又
ネー介護保険法第七十八条の四第 1 認知症対	に係るものと、後合型	7 対象サービスのう	に係るものに係るものが定型記問介認者認	対示型防閉	6 対象サービスのう	両プスな	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	型比司主		司上舌个儿		又はいず	型居宅介置	子防小規:	居宅介護及び介護		に係るもの		5 対象サービスのう	付え その	系るものである。	つ、写它个雙友爰これ、文領サービンのよ		一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		されるも	施設にお		療養介護(いずれ		入所療養介護及び			- V			
認知症対応型サー 二千六百円 受講申		ヒスのう一二万一千八	か 語 看 語	↑蒦旨蒦 百円	ヒスのう 二万二千六		いがしか	古介護の一	型定付芯一部万でター	要及げた 一	可心型共一	か	護の両方	 	及び介護	多機能型			ヒスのう 一万四千二			隻女爰こ 百円ピスのユーラリーカ			全部又は	のに限	いて提供	変型医療	(いずれ	短期入所	介護及び	- ビス並びに短期	変施設サ		(の全部	れるもの一

(増刊	刊号	54)								東	京	Į :	都	公	‡	報				2	令和	15 ^全	手6 月	28	8日	(7	水曜	目)		8
二 児童福祉法施行令第十八条第	証の書換え交付	一項の規定に基づく保育士登録ハ 児童福祉法施行令第十七条第	録の申請に対する審査	三頁り見定こまづく呆育七り登口 児童福祉法第十八条の十八第	実施	項の規定に基づく保育士試験のイー児童福祉法第十八条の八第二	く事務	十三年厚生省令第十一号)に基づ	及び児童福祉法施行規則(昭和二(昭和二十三年政令第七十匹号)	三 児童福祉法、児童福祉法施行令		規定に	十六条、第七十一条第三項及び一項・第四十五条第三項・第四	第二項、第四	令第三十六号) 第六条第二項、	る基準(平成十八年厚生労働省	めの効果的な支援の方法に関す	防サービスに孫る介護予防のた営並のに指定地域密着型介護予	だるが、「音楽の人員、設備及び運	に指定地域密着型介護予防サー	条第三項及び第百七十三条並び	七十一条第十二項、第百七十二	一条第三項、第九十二条、第百	条第三頁、第六十五条、第九十二	第六十三条第十一項、第六十四	条第二頁、第四十七条第二頁、	労働省令第三十四号)第四十三に関する基準(平成十八年厚生	昌	並びに指定地域密着型	及び第百十五条の十四第
保育士登録証再交付手		手数枓保育士登録証書換交付		保育士登録手数料		保育士討騎手数料																	当者研修受講料	ービス等計画作成日	3 小規模多機能型サ	受講料	ビス事業開設者研修	2 認知症対応型サー	受講料	ビス事業管理者研修
 千 百 円		千六百円		四千二百円		百円二千七																			四千九百円			四千四百円		
再交付	とき。	申請 え	き 。 の と	音録申	とき。	込みの申																							とき。	込みの
附則	二十六及び二十七 削除	別表二十六の項及び二十七の項を次の	四削除	別表四の項を次のように改める。	第四条を削り、第五条を第四条とし、	条を第三条とする。	第三条の二第三項中「第五条から第八	第三条を削る。	第一条中「福祉保健局」を「保健医療局」	東京都保健医療局関係手数料条例	題名を次のように改める。	ように改正する。	福祉保健局関係手数料条例	古芸 は 月 派士 は 半 男 寛著 裕 祖 俘 懝 居 厚 停 手 娄 米 タ	夏丁及苗上民建司司系三女斗之间	●東京都条例第六十八号		令和五年六月二十八日							る審査	保育士試験の免除の申請に対す	十一の二第一項の規定に基づく	ホ 児童福祉法施行規則第六条の	証の再交付	一項の規定に基づく保育士登録
		の項を次のように改める。			第六条から第八条までを一条ずつ繰り上げる。		「第五条から第八条まで」を「次条から第七条まで」に改		療局」に改める。	1911			(平成十二年東京都条例第八十七号)の一部				東京都知事 小 池 百合		裕社保候局関係手数料条例の一音を改正する条例を召布する				0 1/2	ָּלָעָלָ <i>ָּ</i>			数料	保育士試験免除申請手 二千四百円		数料
					り上げる。		に改め、同						の一部を次の				百合子					رم ع	除申請	部の免	験の全	実技試	験及び		とき。	_

号

の一部を次のように改正する。

1 この条例は、 令和五年七月一日から施行する。

2 関係手数料条例別表に掲げる事務に関する申請等に係る手数料については、なお従前 この条例の施行の際、 現になされているこの条例による改正前の東京都福祉保健局

東京都懸垂電車条例を廃止する等の条例を公布する

令和五年六月二十八日

東京都知事 小 池 百 合

子

●東京都条例第六十九号

東京都懸垂電車条例を廃止する等の条例

(東京都懸垂電車条例の廃止)

第一 東京都懸垂電車条例(昭和三十九年東京都条例第百七号)は、 廃止する。

条 東京都交通事業会計の設置に関する条例(昭和四十一年東京都条例第百五十三 (東京都交通事業会計の設置に関する条例の一部改正)

自動車運送事業及び鉄道事業(高速電車事業を除く。)」を「及び自動車運送

事業」に改める。

則

この条例は、 東京都規則で定める日から施行する。

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小 池 百 合 子

東京都条例第七十号

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

警視庁関係手数料条例(平成十二年東京都条例第九十九号)の一部を次のように改正

する。

9 別表第二 一の部六の項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、

同

部十二の項中 「第百八条の二第一項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

則

この条例は、 令和五年七月一日から施行する。

東京都高齢者、 一部を改正する条例を公布する。 障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例

小

池

百

合子

令和五年六月二十八日

0)

●東京都条例第七十一号

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に

関する条例の一部を改正する条例

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例

(平成二十四年東京都条例第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「)又は」の下に「特定小型原動機付自転車及び」を加える。

則

この条例は、 令和五年七月一日から施行する。

火災予防条例の一部を改正する条例を公布する

令和五年六月二十八日

東京都知事 小 池 百 合子

●東京都条例第七十二号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例 (昭和三十七年東京都条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「道路上に設ける」の下に「電気事業者用の」を加え、同項ただし

書中「またはおおわれた」を「又は覆われた」に改める。

第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。第十 号において同じ。 第十一条の二第一項中「自動車等(道路交通法)をいう。 以下この条において同じ。)に」を (昭和三十五年法律第百五号) 「自動車、 原動機付 第二条 止するための措置が講じられているものを除く。

)を屋外に設ける場合にあつては

第十一条の二第一項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

ただし、

分離型のものの充電ポストにあつては、

この限りでない

急速充電設備(全出力五十キロワット以下のもの及び消防総監が定める延焼を防

建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、

自転 じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、 び充電用ケーブルを収納する設備で、 をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及 (充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。 第十五号を第十七号とし、第十四号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加え 船舶、 「及び全出力二百キロワットを超えるものを除く。)をいう」を「を除く。 航空機その他これらに類するものをいう。 変圧する機能を有しないものをいう。以下同 以下同じ。)にコネクター 充電ポストを含む」に 以下同じ。)を用

保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、 充電ポストに蓄電池 (主として

ルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、 第十一号とし、 常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同号を同項 置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、 同号を同項第十三号とし、 同項第五号中「急速充電設備と電気自動車等と」を「コネクターと電気自動車等」に、 電設備と電気自動車等との接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、 三号とし、第一号に次のただし書を加える。 「させない」を「しない」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「させない. **「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、** 第十一条の二第一項第十三号を同項第十四号とし、 「しない」に改め、同号を同項第五号とし、 同号を同項第十二号とし、 同項第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、 同項第十一号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車 同項第十号中「緊急停止させることができる措 同項中第三号を第四号とし、 同項第十二号中「(充電用ケーブ 当該急速充電設備の利用者が異 同項第六号中「急速充 同号を同項第七号とし

東

京

都

公

報

この限りでない。

不燃材料で造り、 又は覆われた外壁で開口部のないものに面するも

分離型のものにあつては、充電ポスト

口 イ

除く。)」を加え、 及び消防総監が定める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。 条第三項中「並びに同条第三 第十一条の二第二項中「当該蓄電池」の下に「(主として保安のために設けるものを)」を削る。 「前項第八号及び第九号」を「前項第九号及び第十号」に改め、 三項 (屋外に設けるもの (全出力五十キロワット以下のも 同

則

2

1

この条例は、 令和五年十月一日から施行する。

設置され、又は設置の工事がされているものについては、 は第十一条の二第一項に規定する急速充電設備であって、 の三第三項、 この条例による改正後の火災予防条例第十一条第一 . 第十二条第二項及び第十三条第二項において準用する場合を含む。) 又 一項に規定する変電設備 なお従前の例による。 この条例の施行の際、

発 行 電話 〇三(五三二一)一一一(代)東京都新宿区西新宿二丁目八番一号東 京 都 郵便番号 163-8001 定 価 本号 一箇月 (郵送料を含む。) 六〇〇円 三〇円 印刷所 |電話 ○三(三八一二)五二○一(代) 東京都文京区白山一丁目十三番七号 美 印 刷 式 会 社 — 郵便番号 113-0001